

令和5年4月11日

小・中学生の保護者の皆様

有田市教育委員会

有田市 GIGA スクール構想の実現について

日頃は有田市の教育活動にご協力、ご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年12月に文部科学省は、令和時代のスタンダードな学校像を目指すため、全国一律の ICT 環境整備が急務であるとして「GIGA スクール構想」を発表しました。

有田市においても、2021年（令和3年）3月末、子供たちが普段の学習でICT機器を活用し、学びをより豊かにするとともに、これから情報化がさらに進んでいく社会を生きていく上で必要な力をつけることを目的に、1人1台の端末と教室に無線ネットワークの整備を行いました。

ICT 機器を文房具として有効に活用しながら学ぶことと、人とのふれあいや体験を通して実感を伴って学ぶこととのバランスを取りながら、有田市の将来を担う子供たちに「たくましく生き抜く力」の育成を目指していきます。

令和5年度においても、有田市内小中学校に在籍する児童生徒1人1人にタブレット端末を貸与します。学校より「有田市 GIGA スクール端末利用のガイドライン」「有田市GIGA スクール端末利用についての同意書」を配付いたしますので、お子様とともに、使い方のルールについても確認していただきますようお願いいたします。

なお、同意書につきましては、4月14日(金)までに各学校にご提出ください。

記

1. 有田市GIGAスクール構想で整備したもの

- ・ 小学校1年生から中学校3年生まで 1人1台のタブレット端末
- ・ 学校内の普通教室、特別教室に無線ネットワーク

2. ご家庭より学校へ提出いただくもの

- ・ 「有田市GIGAスクール端末利用についての同意書」

3. 問い合わせ先

有田市教育委員会 教育総務課

電話：0737-22-3758

※同意書に掲載している「端末利用における約束」

【端末利用における約束】

GIGAスクール端末の基本的な使用について

- ・自己で適切に管理し、学校・家庭で学習用としてのみ使用します。
- ・故障や破損があればすぐに学校に報告します。（勝手に修理しません。）
（※故意による破損の場合は、保護者負担となる場合があります。）

個人情報の保護について

- ・写真を撮ったり、映像などを録画・録音したりする時は、相手の許可（肖像権等）を得ます。
- ・自分や他人の個人情報をインターネット上に公開しません。

人権侵害について

- ・相手を思いやり、傷つけたり、不快感を与えないようにします。

著作権について

- ・他人の作品や表現を尊重し、使用するときは許可を得るようにします。

安全面やネットワーク上のルールやマナーについて

- ・インターネットで、不適切なサイトの閲覧や投稿を行わないようにします。
（※学校が、違法・不適切な使用をしていないことを確認することがあります。）

健康面について

- ・健康面に留意し、時間を決めて使用します。